

○平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金交付要綱

平成29年3月31日

告示第6号

(目的)

第1 この告示は、町内の商工業の振興及び活性化並びに経営の持続化を図るため、町内の商工業者等が行う店舗等の増築、改築及び改修工事に要する経費に対し、予算の範囲内で、平泉町補助金交付規則（昭和35年平泉町規則第1号）及びこの告示により補助金を交付する。

(意義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 店舗等 町内に存する建築後5年以上経過している建物であって、事業活動に必要な来客対応又は販売等を行う又は行おうとする建物をいう。ただし、次に掲げる営業を行う建物を除く。

ア 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に定める大規模小売店舗の営業

イ フランチャイズチェーン展開事業を行う事業者との間でフランチャイズ契約を締結する店舗の営業（企業本部が加盟店に対し、商号・商標の使用を許諾するとともに専門的技術を供与し、あわせて一定地域内における独占的販売権を与え、その対価として特約料を徴収する小売形態をいう。）

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）に基づく許可又は届出が必要な営業（接待飲食等営業及び深夜酒類提供飲食店営業に属するものを除く。）

(2) リフォーム工事 別表に掲げる増築、改築及び改修であって、事業活動に必要な来客対応又は販売等を行うため必要な工事をいう。

(3) 町内建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定

める建設業者又は同法第3条第1項ただし書に定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者であって、町内に事業所又は営業所を設けている者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、店舗等で事業を営む若しくは営もうとする法人又は個人とする。

2 補助対象者は、次に掲げる要件を満たすこととする。

(1) 当該店舗等のリフォーム工事について、これまでにこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(2) 補助対象者が、既に町内の店舗で営業を行っている場合、この告示に基づく補助金の交付を受けようとする店舗等への移転開業等により、移転前の既存店舗を空き店舗としないこと。

(3) 当該店舗等の所有権又は賃貸借契約等による使用収益権を有していること。

(4) 平泉商工会の会員であり、経営改善普及事業に基づく経営指導を原則6月以上受けていること。ただし、当該店舗で創業する法人又は個人の場合は、平泉商工会に入会の申込をし、経営改善普及事業に基づく経営指導を受けること。

(5) 町税を滞納していないこと。

(6) 平泉町暴力団排除条例（平成27年平泉町条例第16号）に定める暴力団に関係していないこと。

(補助対象事業)

第4 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、経営の持続化のため事業活動に必要な来客対応又は販売等を行うにあたり、来訪者の利便性の向上等による誘客促進等のために必要となるリフォーム工事であって、次の各号いずれにも該当する工事とする。

(1) リフォーム工事費用（事業用途以外に使用する部分を併せて行うリ

フォーム工事の場合は、当該部分に関するリフォーム工事費用を除く)が、消費税及び地方消費税に相当する額を除き、30万円以上であるもの

(2) 町内建設業者が自ら施工する工事であるもの

(補助金の額)

第5 補助金の額は、補助対象事業に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。)から次に掲げる額を除いた額の2分の1以内とする。ただし、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助対象事業に関し、国、県その他地方公共団体からの補助金、交付金等の交付を受ける場合は、それに相当する額

2 前項に規定する補助金の額は、50万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業に着手する前に、平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) リフォーム工事に要する経費の内訳が確認できる資料

(2) 申請者が所有権を有している店舗等のリフォーム工事の場合は、所有権等を証明する書類

(3) 申請者が賃貸借契約の借主である店舗等のリフォーム工事の場合は、当該店舗等の所有者の承諾書及び賃貸借契約書の写し

(4) 店舗等の建築年数を証明する書類

(5) 付近見取図、工事箇所の図面及び写真(施工前の状況を撮影したもの)

(6) 経営計画書(申請者が、当該店舗等で創業する法人又は個人の場合は、創業計画書)

(7) 平泉商工会会員証明書(申請者が、当該店舗等で創業する法人又は個人の場合は、平泉商工会入会申込書の写し)

(8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7 町長は、第6の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により、補助金を交付すべきでないときとは平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8 申請者は、第7の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後において、補助対象事業の変更又は廃止をしようとするときは、平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金変更(廃止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助対象事業の変更の申請をしようとするときは、第6第1号、第5号及び第8号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により補助対象事業の変更又は廃止の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助対象事業の変更又は廃止を認めたときは平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金変更(廃止)承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9 申請者は、補助対象事業が完了したときは、次に掲げる書類を町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(1) 平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金交付請求書(様式第6号)

(2) 平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金完了報告書(様式第7号)

- (3) 施工中及び施工後の状況が確認できる写真
- (4) リフォーム工事に要した経費の領収書の写し及びその内訳が確認できる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類  
(報告の徴収等)

第10 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、随時報告を徴し、又は指導、現地調査等を行うことができるものとする。

(補則)

第11 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

制定文 抄

平成29年4月1日から施行する。

改正文（平成29年告示第19号）抄

平成29年度分の補助金から適用する。

改正文（令和4年告示第3号）抄

令和4年4月1日から施行する。

改正文（令和6年告示第13号）抄

令和6年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

区分	工事内容
増築	既存の店舗等に、新たに事業活動に必要な来客対応又は販売等を行う部分を建築する工事
改築	既存の店舗等の一部を取り壊し、当該部分に事業活動に必要な来客対応又は販売等を行う部分を改めて建築する工事
改装	既存の店舗等の一部に、事業活動に必要な来客対応又は販売等を行うため必要な修理又は改良を行う工事
	1 耐久性を高める工事

- (1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、床、内壁、天井等の  
工事
- (2) 塗装工事
- (3) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事
- (4) その他耐久性を高めるために必要な工事

## 2 安全性又は防災上必要な工事

- (1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事
- (2) 柱、梁等について有効な補強を行う工事
- (3) 筋かい、火打ち等による補強工事
- (4) 外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事
- (5) 屋根を不燃材で葺き替える等の工事
- (6) 避難施設、防火設備又は換気設備の設備工事
- (7) 段差解消、スロープ等の設置又は改修工事
- (8) バリアフリー構造上必要な舗装工事
- (9) その他安全上又は防災上必要な工事

## 3 機能向上又は衛生上必要な工事

- (1) 襖・障子・網戸・畳の張替を行う工事
- (2) 床材・内壁・天井の貼り替え、内装の塗装工事
- (3) 扉の交換工事
- (4) 窓ガラス・サッシの交換工事
- (5) ドアの電動化工事
- (6) 店舗間仕切りの変更等の模様替えを行う工事
- (7) 看板・オーニング（日よけ）の修復及び設置工事
- (8) 厨房の改修工事
- (9) 給排水・衛生（換気を含む）設備工事
- (10) その他環境を良好にするため又は店舗の衛生上必要な工事
- (11) 冷暖房設備（エアコン等）の設置費用

(12) 店舗周辺美化に要する費用

(13) 環境負荷低減に資する工事（断熱、LED照明設置による省力化やCO<sub>2</sub>削減による環境への配慮等を目的とした工事。ただし、太陽光発電設備及び蓄電設備は対象外とする。）

様式第1号（第6関係）

年 月 日

平泉町長

様

申請者

住 所

氏 名

印

電 話

平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金交付申請書

平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 リフォーム工事の区分

増築  改築  改修

(いずれかに)

2 事業費 円

3 交付申請額 円

4 店舗等の所在地

5 店舗等の所有者

6 着工予定年月日

7 事業完了予定年月日

添付書類

- (1) リフォーム工事に要する経費の内訳が確認できる書類
- (2) 所有権等を証明する書類(賃貸借店舗等の場合は、所有者の承諾書及び賃貸借契約書の写し)
- (3) 店舗等の建築年数を証明する書類
- (4) 付近見取図、工事箇所の図面及び写真(施工前の状況を撮影したもの)
- (5) 経営計画書又は創業計画書
- (6) 平泉商工会会員証明書又は平泉商工会入会申込書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

補助金交付の決定に当たり、当社・私の納税に関する情報を公募等により確認することを承諾します。また、平泉町暴力団排除条例に定める暴力団に関係していないことを誓約します。

年 月 日

申請者氏名

印



様式第2号（第7関係）

第 号  
年 月 日

様

平泉町長

印

平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 リフォームの種類
- 2 設置場所
- 3 補助金の交付決定額
- 4 交付の条件
  - (1) 事業の内容を変更する場合には、町長の承諾を受けること。
  - (2) 事業を廃止する場合には、町長の承諾を受けること。

様式第3号（第7関係）

第 号  
年 月 日

様

平泉町長

印

平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

理由

審査請求と取消訴訟

- この決定に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、平泉町長に対して審査請求をすることができます。なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、平泉町を被告として（訴訟において平泉町を代表する者は平泉町長となります。）決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第8関係）

年 月 日

平泉町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電 話

平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金交付変更（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知  
があった平泉町店舗等リフォーム促進支援事業について、次のとおり変更（廃  
止）したいので、申請します。

記

- 1 変更（廃止）の内容
- 2 変更（廃止）の理由
- 3 変更（廃止）の生じた年月日

添付書類（変更の場合）

- (1) リフォーム工事に要する経費の内訳が確認できる資料
- (2) 付近見取図、工事箇所の図面及び写真（施工前の状況を撮影したもの）
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第8関係）

第 号  
年 月 日

様

平泉町長

印

平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金変更（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金の変更（廃止）について、次のとおり承認します。

記

1 変更（廃止）を承認する内容

2 変更（廃止）後の補助金の額 金 円

様式第6号（第9関係）

年 月 日

平泉町長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電 話

印

平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知があった平泉町店舗等リフォーム促進支援事業について、次のとおり補助金を請求します。

記

- 1 補助金請求額 金 円
- 2 振込先  
金融機関 支店名  
ふりがな  
口座名義  
口座番号 預金種類

様式第7号（第9関係）

年 月 日

平泉町長 様

申請者

住 所

氏 名

電 話

印

平泉町店舗等リフォーム促進支援事業補助金完了報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知  
があった平泉町店舗等リフォーム促進支援事業が完了しましたので、関係書類  
を添えて次のとおり報告します。

- 1 着工年月日
- 2 事業完了年月日
- 3 リフォーム工事に要した経費 金 円
- 4 添付書類
  - (1) 施工中及び施工後の状況が確認できる写真
  - (2) リフォーム工事に要した経費の領収書の写し及びその内訳が確認できる書類